

空調設備保守業務委託 07-SU16

特記仕様書

1 一般事項

- (1) 本委託は、空調設備等の機能を維持するため、点検整備を実施するものである。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については建築保全業務委託共通仕様書による。

2 履行期間 契約日から令和8年3月27日まで

3 履行場所

秋田市山王四丁目1-1	本庁舎、議会棟
秋田市山王四丁目1-2	秋田地方総合庁舎
秋田市山王三丁目1-1	第二庁舎

4 業務担当者

- 1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者を業務担当者として配置すること。

5 委託内容

(1) 対象設備及び点検内容

年間工数表1, 2のとおりとし、詳細な点検内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」による。また発注者より突発的な不具合対応及び調査の依頼がある場合は協力すること。

なお、直結増圧給水装置については、正常な運転に必要な機能の点検に加えて、逆流防止機能と運転制御機能の点検、停電時等自家発による運転確認も行うこと。

また、年間工数表1, 2に記載の「シーズンイン点検」には、冷暖房切り替え作業を含むものとする。

本庁舎・秋田地方総合庁舎系統吸収式冷温水発生機(4台)の高温再生器清掃を1回行うこと。

直接物品費の消耗品等の交換を行うこと。

(2) 点検実施者

点検対象設備のうち、冷温水発生機は空調設備における重要機器であることから、点検は製造者または製造者の技能士の資格を有するものが行うこと。

- ・本庁舎、議会棟及び秋田地方総合庁舎製造者：矢崎エナジーシステム(株)
- ・第二庁舎製造者：三菱重工冷熱(株)

(3) 点検実施時期

年間工数表1, 2に記載の時期に実施するものとし、詳細な工程については、発注者と協議して決定すること。

なお、執務室に設置されている機器は、業務に支障のないよう点検すること。

(4) 水質検査

冷却塔に係る水質検査は、冷却塔毎に7月及び8月中旬に各1回行うものとする(第二庁舎通年冷房のみ6, 8, 10月)。分析結果は、発注者に速やかに報告し、レジオネラ属菌が 10^2 CFU/100ml 以上の場合は直ちに清掃・消毒等の対策を講じること。また、対

策実施後は再検査を行い検出菌数が検出限界（10CFU/100ml 未満）以下であることを確認し、報告すること。

6 提出書類

- （１）建築保全業務計画書
- （２）業務責任者通知書
- （３）作業届及び来庁届
- （４）委託業務報告書
- （５）委託業務完了通知書

7 その他

第二庁舎氷蓄熱ユニットは故障により使用停止としているため、令和7年度は、このユニットと関連するブラインチラーについては点検から除外する。